

【マイナポータル】子育てワンストップサービス【取りまとめ】

関係府省及び地方公共団体の主な実施事項

主体	タスク	対応
内閣官房	・ 地方公共団体のシステム改修等に必要な経費に対する地方財政措置（特別交付税措置）	平成29・30年度のシステム改修等について、特別交付税措置を行う
	・ 地方公共団体の平成29年度予算編成、電子申請・お知らせ機能のシステム対応への情報提供	システム対応に係る情報をH28年11月地方公共団体向け説明会で提示
	・ 子育てワンストップにおけるルール（オンラインでの署名・送達・受理日等）の情報提供	オンライン化法令に基づくルールを整理し、H28年11月地方公共団体向け説明会で提示
制度所管府省	・ 子育てワンストップ実施による事務処理要領等の修正、地方公共団体への情報提供	事務処理要領等の変更（H28年末に提示）
地方公共団体	・ システム改修範囲の確認・特定個人情報保護評価の見直し範囲の確認、対応	「地方公共団体向けガイドライン」の策定（H28年末に提示） <ul style="list-style-type: none"> 市区町村の担当者が行う実施作業（システム改修の範囲、関係法令、職員教育等）及びそのスケジュールに関し、具体的に記載。 平成29年夏頃からの一斉スタートに向けて、全市区町村の作業進捗状況を確認し、遅延団体に対して適切なフォローアップを行っていく。
	・ 事務処理要領等の変更	
	・ 法令の確認、条例整備・改正	
	・ 担当者への教育	
	・ 電子申請・お知らせ機能及びマイナンバーカード取得に係る広報	

更なるワンストップサービスの検討・業務改革（BPR）の推進

- 平成29年夏頃からの子育てワンストップサービスに加え、順次、対象分野の拡大を検討していく。
- より効率的かつ質の高い行政サービスの実現に向けて、地方公共団体間で異なる運用・様式・システムの標準化・共同化に向けた取組を推進する。

目的

- 平成29年夏頃からの子育てワンストップサービス開始として、全地方公共団体のマイナポータルにおける電子申請やお知らせ機能を活用した子育てサービスの提供を実現可能とするよう、地方公共団体にて実施する作業項目を「**子育てワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドライン**」として提示。

記載項目

1章 はじめに

- ・ 目的
- ・ 子育てワンストップサービス対象手続
- ・ マイナポータル及びサービス検索・電子申請機能の概要
- ・ H29年夏頃開始に向けた標準スケジュール
- ・ 用語定義
- ・ 参考資料一覧

2章 サービス検索・電子申請機能

- ・ 企画（対象範囲の確認・事務処理要領等の修正・利用経路の選定・見積もり・予算要求・調達等）
- ・ システム対応（改修範囲の確認・開発・テスト・本番準備等）
- ・ 特定個人情報保護評価（影響範囲の確認・見直し）
- ・ 関係法令（オンライン化法令・条例等の確認・整備等）
- ・ 職員教育（事務フロー及びシステム対応に係る教育等）
- ・ 広報（広報紙や各事務手続での案内・周知等）

3章 お知らせ機能

- ・ 企画（対象範囲の確認・事務処理要領等の修正・利用経路の選定・見積もり・予算要求・調達等）
- ・ システム対応（改修範囲の確認・開発・テスト・本番準備等）
- ・ 特定個人情報保護評価（影響範囲の確認・見直し）
- ・ 関係法令（オンライン化法令・条例等の確認・整備等）
- ・ 職員教育（事務フロー及びシステム対応に係る教育等）
- ・ 広報（広報紙や各事務手続での案内・周知等）

4章 タスク一覧

- 利用経路別の作業項目一覧
- ・ 各作業項目別の実施工程等
- ・ 参考となる資料等

5章 地方公共団体へのフォローアップ

- デジタルPMOを通じたフォローアップの実施
- ・ 概要・スケジュール等
- ・ 各機関の役割分担 等

マイナンバーカードを活用した利活用将来像

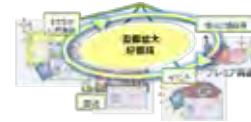
母子健康情報・おしらせ

- 母子健康情報をいつでもどこでも閲覧
- 電子私書箱あてに自治体からの予防接種のおしらせ通知により、受診漏れ防止



地域経済を応援

- マイナンバーカード1枚で自治体ポイントなど様々なサービス利用が可能。
- 民間ポイントを自治体ポイントに交換し、商店街等で活用



インターネットバンキング

- インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



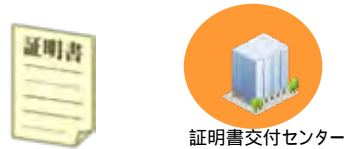
チケットレスサービス

- コンサート会場への入場時にマイナンバーカードを使ってスムーズに入場



行政サービスの利便性向上

- コンビニ交付サービスの基盤について、地方公共団体の窓口など他の場面で活用



ワンストップサービス

- 年金支給の生存確認をケーブルテレビから簡便に実施（現況届）
- 保育所の利用申請手続（雇用証明書取得を含む）を在宅から実施



官民様々なサービス基盤との連携

災害時の避難指示・見守り

- 迅速な個人への避難の呼びかけ
- 健康状況を確認、遠隔サポート



避難所での適切な住民支援

- 迅速な避難状況の把握により、避難状況にあわせた支援物資の準備



住民の利便性向上、生産性向上等

地域経済活性化、好循環拡大

マイナンバーカードの申請・発行・交付状況

【29年2月19日（日）時点】

	累計数	1日当たり平均 (2月13日～2月19日)	1日当たり平均 (1月の1か月間)
申請受付数	12,931,226	14,226	10,558
発送枚数	12,623,159	12,405	11,480
交付前設定 実施済み数	12,360,958	15,311 (土日、祝日除く)	16,586 (土日、祝日除く)
交付実施済 み数	10,445,906	18,389 (土日、祝日除く)	16,970 (土日、祝日除く)

マイナンバーカードの社員証等としての利用（経済団体宛て依頼文）

府 番 第 232 号
総 行 住 第 220 号
平成 28 年 11 月 25 日

（別記：経済団体）宛て

内閣府大臣官房番号制度担当室長
総務省自治行政局長
（公 印 省 略）

企業従業員等に対するマイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報について（依頼）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、深く感謝申し上げます。
本年 1 月に番号の利用とマイナンバーカード（個人番号カード）の交付が始まり、来年 7 月からは国・地方公共団体における情報連携やマイナポータルの本格運用が開始される予定です。このため、国においては、マイナンバー制度、特にマイナンバーカードやマイナポータルに係る周知・広報を集中的に展開することとしております。

マイナンバーカードは、国民に無料で交付され、公的な身分証として官民の本人確認を要する場面での利用が期待されるとともに、ICチップの空き領域を活用し、企業の社員証・入退館証として利用することが可能です。政府では、国家公務員ICカード身分証との一体化や、健康保険証としての利用など、多様な利活用方策について、関係省庁が一体となって検討を進めています（別添 1）。

また、マイナンバーカードの利便性向上のため、コンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスや、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの全ての市区町村での導入に向けた検討など、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について、先般、地方公共団体に対し、依頼しているところです。

企業にとっては、従業員等がマイナンバーカードを取得することにより、従業員等の個人番号の取得や氏名・住所等の確認を一層迅速・正確・効率的に行うことが可能となります。また、従業員等にとっても、マイナンバーカードの取得により、コンビニ交付サービスや子育てワンストップサービスを活用することができるようになります。

つきましては、各企業において従業員等に対するマイナンバー制度の周知やマイナンバーカードの申請促進、社員証等としての活用に関する取組を進めていただきたく、貴団体におかれましては、下記について参照の上、傘下団体・企業等への周知に御協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

記

（1）広報チラシの活用

マイナンバーカードのメリットなどをわかりやすくまとめたチラシを作成しました（別添 2）。内閣府（内閣官房）マイナンバーHP（URL：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）からダウンロード可能ですので、年末調整に必要な書類の記載を従業員等に依頼する際の頒布や社内広報紙への掲載など、各企業における従業員等への周知に積極的に御活用ください。

（2）マイナンバーカードの公的な身分証としての利用

マイナンバーカードについては、基本 4 情報（氏名、住所、生年月日及び性別）が記載された顔写真付きの公的な身分証として、官民の本人確認を要する場面における本人確認書類として利用することが可能です。

昨今、一般の方々より実際の本人確認の場面でマイナンバーカードを提示したが本人確認書類として認められなかったという苦情が多く寄せられております。

本人確認の実務の場面においては、本人確認書類の写しをとることや記号番号等の記録などを行うこととしている場合には、写真のある表面のみ写しをとること、記号番号等の記録としては個人番号以外の事項（例えば、発行者や有効期間）を記載することによりご対応いただくことで本人確認書類としての利用が可能と考え

ております。

実際に店頭で本人確認を行う担当職員向けマニュアルに、利用可能な本人確認書類の例示としてマイナンバーカードを追記するなど、積極的なご対応をお願いいたします。

（3）マイナンバーカードの社員証・入退館証としての利活用

平成 28 年 10 月より、マイナンバーカードのICチップの空き領域にID等を格納したアプリケーションを搭載することで、企業のICカード社員証や入退館証として利用することが可能となりました。また、地方公共団体情報システム機構が提供するクラウドサービスにより、アプリケーションの搭載が簡単・安価に実現可能となっております。

関係HPに掲載されている「導入の手引き」（https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bango-ap/cms_bangoap.html）を御確認の上、積極的な御検討をお願いいたします。

なお、現在、従業員 2,000 名強の規模の企業において、入退室管理や個人情報取扱業務へのアクセス許可を目的とした導入の申請を承っており、また、単独で従業員 20,000 名強の規模の企業において、セキュリティアーム用の入退室ICカードとして利用を検討したい旨のご相談を承っているなど、導入に向けた具体的な取組を支援しておりますことを申し添えます。

（4）マイナンバーカードの一括申請の利用

企業におけるマイナンバーカードの一括申請として、従業員等の申請書を企業の事務担当者が取りまとめ、申請受付事業者に対して一括して申請する方法、企業に市区町村職員が外向き、従業員等の本人確認を行い、一括して申請を受け付ける方法があります（別添 3）。なお、においては交付されるカードは郵送で交付され、申請者の市区町村役場への往訪は不要です。

マイナンバーカードの申請に係る従業員の負担を軽減する観点から、関係市区町村に相談の上、積極的に御活用ください。国においても、地方公共団体に対し、一括申請に関する積極的な対応を依頼している旨申し添えます（別添 4）。

- 1 上記依頼文を日本経済団体連合会、経済同友会、新経済連盟、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本青年会議所宛てに送付
- 2 同様の依頼文を各府省宛てに別途送付

「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

全国のコンビニエンスストア（約50,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、更なる導入団体の普及拡大を図る。（ ）

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成29年1月4日時点	306	6,123万人
平成28年度末見込み	383	7,232万人

（ ） コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知(平成28年9月16日)(抄)

「全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。」



年度別コンビニ交付通数(平成28年12月15日時点)

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住民票	259,500	360,944	432,348	408,639
住記載	228	1,260	2,213	2,935
印鑑	215,581	326,237	393,904	371,508
税	12,478	31,075	46,253	61,361
戸籍	12,433	20,518	24,643	24,468
附票	1,241	2,103	2,951	2,544
合計	501,461	742,137	902,312	871,455

公的個人認証サービスの民間利用について

- l e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを、民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- l ネットバンクやネットショッピングにおいて、安価で迅速な **顧客登録(アカウント開設)時の本人確認**、ID・パスワードに比べ格段にセキュリティーの高い **ログイン時のユーザー確認**、**顧客情報変更の把握** などが可能

